

# 平成20年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針

## －科学技術によるイノベーション創出の推進に向けて－

平成19年6月14日

総合科学技術会議

科学技術の振興は、多様なイノベーションの種を生み出し、その成果が我が国の成長力強化に直結する「未来への投資」である。人口減少・高齢化の急速な進展に直面する我が国において、絶えざるイノベーションを生み出す知を創造し、その成果を世界へ発信し、地球の持続可能性を脅かす世界的課題の解決等に貢献していくためには、「科学技術創造立国の実現」の原点に立ち、人材育成や基礎研究の振興をはじめ、研究成果の社会還元に至るまで総合的に科学技術の振興を充実・強化していく必要がある。このような認識に立ち、本資源配分方針をとりまとめた。

### I. 基本姿勢

平成20年度は、第3期科学技術基本計画の中間点の3年目にあたる。科学技術はイノベーションの中心的な役割を担っており、イノベーションによる我が国の成長力強化を図るため、これまでの成果も踏まえ選択と集中を徹底しつつ、第3期科学技術基本計画に掲げた取組を加速するとともに、「政府研究開発投資の総額の規模、約25兆円」に込められた国民の期待に向け、科学技術関係予算を充実し、科学技術への投資を強化する必要がある。

平成20年度においては、特に「イノベーション25」（平成19年6月1日閣議決定）に基づき、早急に施策の具体化を図る必要がある。「イノベーション25」では、科学技術の観点から重点的に対応すべき政策課題について、総合科学技術会議において検討した結果が数多く反映されており、これら喫緊に取り組むべき重要課題に対して、特に優先的に資源配分を行わなければならない。

このため、本資源配分方針では、特に平成20年度に重点的に実行すべき重要課題を厳選して明示するとともに、科学技術関係予算の充実に向けて必要な改革について方策を示す。本資源配分方針に従い、関係府省が戦略的・重点的に概算要求を行い、必要な取組を強化することで、重厚な科学技術振興の実現を図る。

その際、新たな観点での取組に加え、イノベーションの種を生む多様な基礎研究の推進、分野別推進戦略に沿った戦略重点科学技術への一層の戦略的重点化、科学

技術システム改革への不断の取組等、第3期科学技術基本計画の着実な実行に向け、必要な取組を効果的に推進する必要がある。

また、第3期科学技術基本計画に示された中・長期的な戦略に基づき、優れた研究の継続的支援、資金制度間の連携の強化、年度を越えた研究費使用の円滑化、研究費の公正・透明で効率的な使用のための運用改善、研究開発独立行政法人の研究開発力の強化などの制度改革に積極的に取り組む。更に、基本政策推進専門調査会の下に設置された分野別PTによる総合調整や科学技術連携施策群等の活用により、関係府省の縦割りによる弊害排除や連携強化を徹底して関連施策の効果的推進を図る。加えて、平成20年1月を目途に府省共通研究開発管理システムの運用を開始するなど研究費配分における無駄の排除を徹底するとともに、研究費の不正使用等の防止に向けた取組の徹底を図る。

なお、関係府省においては、科学技術の直接的な振興施策のみならず、科学技術の活用による事業の効率的実施、技術の社会での実証・応用や社会への普及・展開などイノベーション創出に向けた取組の推進など幅広い関連施策を含めて科学技術関係施策として位置付け、積極的な展開を図る。その際、積極的かつ優れた取組については、優先順位付け等で配慮する。

## II. 平成20年度において優先すべき先駆的な取組

科学技術によるイノベーション創出を力強く推進するため、平成20年度予算において優先すべき重点課題を以下に示す。関係府省は、第3期科学技術基本計画を着実に実行する観点から総合的に検討を進め、関連する施策を積極的に具体化し、概算要求に反映すべく取り組む。

### (1) 次世代を担う人材への投資

- 若手、女性及び外国人研究者の活躍促進のための取組を充実・強化。特に将来のイノベーションの中核を担う若手研究者や新分野開拓等の挑戦的な研究に向けた競争的資金の重点的拡充。
- 第3期科学技術基本計画における博士課程在学者の支援目標の早期実現に向け、多様な支援制度の充実・積極的活用の推進。また、博士課程在学者の留学支援の更なる充実等、若者の海外交流の推進。
- イノベーション推進の基盤を支える理数系人材の強化のため、高度で先進的な理数学習及び理数教育の充実。

## (2) 研究開発の成果の社会還元を加速する取組

- 比較的近い将来に実証研究段階に達するいくつかの技術を融合し、今後、国が主体的に進めていく先駆的なモデルとして、「社会還元加速プロジェクト」を創設し、システム改革を伴う実証研究を通して成果の社会還元を加速。
- 「イノベーション 25」に示された5つの社会を実現していくため、先進的な在宅医療・介護や災害情報通信システムの実現など6つの「社会還元加速プロジェクト」を中心に、初年度である平成20年度から重点的な資源配分を行い、早急に実施。

## (3) 環境・エネルギー等日本の科学技術力を活かした科学技術外交

- 我が国の科学技術力を最大限に活用し、世界の諸課題に積極的に取り組むことで、我が国のソフトパワーを高め、研究協力や技術協力を外交と連携させ、科学技術外交を推進。以下の取組について、重点的な資源配分を実施。
  - －アジアに加え、アフリカも対象とした開発途上国との科学技術協力を強化するため、現地の高等教育・研究機関の整備の支援や研究者の派遣を充実
  - －アジア等の環境問題に係わる若者を招聘し、大学における学位の取得や研究現場等の実体験を含む、世界の環境リーダーの育成を充実・強化
  - －開発途上国を中心に在外公館や海外拠点による科学技術外交・協力機能の強化
- 地球規模の気候変動問題や資源・エネルギー制約の解決に向けて、日本が国際的にイニシアティブを発揮して取り組む革新的技術の開発や国際的な共同作業の充実。

## III. 継続して重点的に推進すべき取組

Ⅱ. に示した新たな観点での取組と併せ、第3期科学技術基本計画の着実な実行に向けて、特に、研究の高度化とそれを支える研究システムの改革を進めるために、以下の継続的な取組を優先的に推進する必要がある。

- 人材育成と多様な研究の拠点として、基盤的資金を確実に措置しつつ、施設環境を含め、世界に開かれた国際競争力のある大学づくりの推進。
- 競争的環境を醸成することで研究の質を一層向上させるとともに、研究者の流動性を更に高めるため、多様な基礎研究等への競争的資金を拡充しつつ、人件費を支給できる研究者の対象の拡大、間接経費30%の早期実現。

- 政策課題対応型研究開発については、分野別推進戦略に基づき、戦略重点科学技術への一層の重点化の推進。
- 我が国の国際競争力を一層強化するため、世界トップレベルの研究拠点づくりの着実な推進、国際的な知的財産戦略の強化及び国際標準化の推進。

## IV. 総合科学技術会議における取組の強化

### 1. 資源配分方針に基づく科学技術政策の推進のための取組の強化

- 関係府省により概算要求された科学技術関係施策が「資源配分方針」を反映して実施されるよう、従来の優先順位付けの他、国家基幹技術の総合的レビュー、予算規模が大きく重要性の高い基盤的施策に対する要求内容の精査及び詳細な見解付け、大規模研究開発の事前評価など、様々な手法を用いた一体的な政策誘導を実施。
- 関係府省による概算要求提出後、速やかに、次の観点を中心に関係府省の施策全体について個別にヒアリングを実施。その後、資源配分方針を反映した施策の重点化、加速化等の観点から、必要に応じて、改善すべき事項等の見解を提示。また、政府予算案決定後、重点化の状況についてフォローアップ。
  - －資源配分方針を踏まえた施策の重点化（施策のプライオリティ、廃止・縮減した既存施策など）
  - －各府省における検討プロセス（施策の内容に応じ、関連技術の国際的な競争優位性、社会での実証・応用や普及・展開等の観点についての検証など）
- 平成 20 年度概算要求における科学技術関係施策の優先順位付け等については、昨年度までの実施経験を踏まえ、よりきめ細かく施策の方向性を示し、政策誘導効果を高めるとの観点から、以下の事項を中心に改革方策について検討。実施方法の具体的な改革方策については、概算要求時期までに別途、科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員が提示。
  - －より効果的・効率的に優先順位付けを実施するため、優先順位の理由等について国民の視点でより分かりやすく記載を充実
  - －新規施策については施策の意義・位置付けを中心に、継続施策についてはこれまでの成果、昨年度からの変更点、指摘事項への対応を中心にヒアリングを実施するなど、より効果的・効率的な実施内容への改革
- 科学技術振興の主要な担い手である独立行政法人、国立大学法人等の科学技術関係活動の把握・所見とりまとめについては、調査結果のより効果的な活用を念頭

において、継続的かつ効率的に実施。

## 2. 分野別推進戦略の着実な推進

- 平成 18 年度より実行されている分野別推進戦略について、戦略重点科学技術等の推進状況のフォローアップを踏まえ、必要に応じて見直しを行い、効果的な推進を図る。その結果は、関係府省における概算要求へ適切に反映。
- 第 3 期科学技術基本計画全体のフォローアップと併せ、3 年経過時には、より詳細なフォローアップを実施。

## 3. 研究開発評価の更なる充実

- 研究開発評価に関する現状、課題等を把握し、課題解決の方策について検討を進め、研究開発評価システムの改革を一層推進。
- 平成 20 年度から新たに開始が予定される大規模研究開発については、概算要求前に評価の対象とすべき研究開発についての調査を行い、同調査結果を踏まえて、概算要求後に事前評価を実施。
- 平成 17 年度に総合科学技術会議が事前評価を実施した大規模研究開発について、概算要求前にフォローアップを実施。
- 各府省が行う中間・事後評価の実施状況を概算要求前に調査・把握。調査結果を踏まえ、必要に応じて関係府省に評価システムの改善を求めるとともに、優先順位付け等に活用。